

報告します！行財政改革取り組み状況

～平成19年度財政効果額は2億7,111万9千円～

村では、平成18年3月に策定した「第3次行財政改革大綱」(集中改革プラン)の中で①行財政基盤の整備②効率的な財政運営③「住民自治・地域自治」の推進④まちづくりへの住民参画⑤住民への情報提供——の5つを改革の重点目標に掲げ、さらに、これらを実現するための具体的な69項目の取り組みを明記し、目標年度や数値目標を定め、行財政改革に計画的に取り組んでいくこととしています。

平成19年度は、財政効果額2億6,912万円という数値目標を設定していましたが、大綱に基づき各課がさまざまな改革に取り組んだことにより、最終的に2億7,111万9千円の財政効果を挙げる事ができました。

なお、平成19年度実績の詳細は、村の公式ホームページでもご覧になれます。

●問合せ 企画政策部政策推進課政策推進担当(☎282-1711 内線1331)

平成19年度の取り組みの成果

「第3次行財政改革大綱」(集中改革プラン)には、全部で69項目の取り組みが定められています。これらを「実施済」「実施中」「検討中」の3種類に分類すると、(表1)のような結果になります。「実施済」と「実施中」の項目を合わせると67件、全体の97・1%になりますので、項目の大部分については、おおむね取り組みが進んでいるといえます。

また、69件のうち、平成19年度中の完了を予定していた16件の取り組みについては、7件が「実施済」となったものの、「公共施設及び跡地の有効活用」の検討、「公募基準を定めた要綱の制定」など9件については「実施中」または「検討中」であり、完了することができませんでした。これらの9件については、早期達成を目指すため、重点的に取り組みを進めていきます。

(表1)：実施項目進ちょく状況

項目	大綱に明記した項目	左のうち平成19年度に完了を予定していた項目
実施済	24件 (34.8%)	7件 (43.8%)
実施中	43件 (62.3%)	8件 (50.0%)
検討中	2件 (2.9%)	1件 (6.2%)
計	69件 (100.0%)	16件 (100.0%)

※成果の欄に記載した用語の意味は次のとおりです。

「実施済」…目標とした実施項目について一通り完了したものの。

「実施中」…目標とした実施項目の全部または一部について着手しているもの。

「検討中」…目標とした実施項目の実現に向けて協議などを重ねているもの。

●平成19年度の財政効果額

平成19年度は、「定員の削減」「茨城租税債権管理機構への徴収委託」「補助金の見直し」などを行うことにより、財政効果額として2億6,912万円の数値目標を設定していましたが、各課の取り組みが進んだことにより、目標額を上回る、2億7,111万9千円の財政効果を挙げる事ができました(表2)。

●行政の質的向上を目指した改革にも成果

大綱に基づく本村の行革は、歳出抑制策、歳入確保策等、金額や数値で示す取り組みのほかに、行政の質的向上を目指した取り組みも多いたことが特徴になっています。平成19年度も、「各種申請書の様式の見直し」「早出遅出勤務・フレックスタイム制度などの導入検討」「附属機関等の委員報酬の見直し」「パブリックコメント制度の確立」などに取り組み、それぞれ成果を挙げています(表3)。

●今後も改革を着実に推進

取り組みの成果は着実に上がっているといえますが、改革は「これで十分」ということはありません。今後も引き続き、職員の意識改革に努めながら、大綱に明記した項目の達成に向けて努力していきます。また、大綱に明記した以外の改革改善についても各部各課が主体的に取り組む、成果を挙げていることから、引き続き推進していきます。なお、改革を推進していくためには、職員一人ひとりの不断の努力はもちろんですが、住民の皆さんの協力も不可欠です。今年度も、目標を達成できるよう改革を推進していきますので、皆さんのご協力をお願いします。

(表2) : 財政効果を伴う取り組みと効果額

実施項目・内容	財政効果額(千円)
●定員の削減 大綱では、平成17年4月1日現在の職員数465人を基準として、平成22年4月1日までに5%の職員数削減を目指している。平成20年4月1日現在の職員数は443人(4.7%減)となり、その分の人件費が節減できた。	158,400
●徴収嘱託員による村税の徴収 税金滞納者への継続的な滞納整理を行うとともに、新規滞納者への早期督促を重点目標として取り組んだ。	101,130
●茨城租税債権管理機構への徴収委託 高額滞納者に対する徴収業務を「茨城租税債権管理機構」に委託することで、徴収率の向上に努めた。	6,380
●滞納整理特別対策本部による徴収 10月から11月にかけて、総務部、企画政策部、福祉部、建設水道部の部課長と担当者が臨戸訪問による滞納整理を実施した。	1,064
●下水道使用料(滞納分)の徴収 督促状や電話による催促、担当者による臨戸訪問を行い、滞納料金の徴収に努めた。	6,436
●水道使用料(滞納分)の徴収 同上	7,715
●時間外勤務の縮減 毎週水曜日の「リフレッシュデー」を弾力的に運用したが、業務量が増大している現状等から、前年度に比べ時間外勤務が増加した。	▲12,046
●文書ファイルの再利用 保存年限を過ぎた文書の廃棄にあたり、文書ファイルの再利用に努めた結果、A4サイズ1,000円のファイルに換算して1,305冊を再利用することができた。	1,305
●補助金の見直し 補助金審議会での審議や予算編成作業を通し、3件の補助金の整理合理化を図った。	735
合 計	271,119

(表3) : 行政の質的向上を目指した取り組み

実施項目・内容
●職員のセキュリティー意識の高揚 住民の個人情報保護等の観点から、情報の取り扱いに関して各種研修会を開催し、職員のセキュリティー意識の高揚を図った。主な取り組みとして、セキュリティー研修(新規採用職員研修ほか)、イントラネット庁用掲示板によるセキュリティー情報の提供(インターネットの閲覧、ウイルス情報、セキュリティーパッチ当て作業情報)を実施した。
●各種申請書の様式の見直し 各種申請書について、より分かりやすく、記入しやすい申請書になるよう見直しを実施した。見直しとしては、「印鑑登録証明書交付申請書」について、1枚の申請書で本人を含む3人分の申請ができるよう様式を見直したほか、「軽自動車税用住所証明書交付申請書」について、平成20年5月の住民基本台帳法の一部改正に向けた修正や記入箇所の簡素化を図った。
●早出遅出勤務・フレックスタイム制度等の導入検討 育児や介護を行う職員の早出遅出勤務のための条例を改正し、平成20年4月1日から施行した。業務内容・勤務状況・人員配置等を勘案の上、弾力的な制度の導入について検討し、保育所、なごみ・総合支援センターにおいて、施設の開閉庁時間に合わせた出退勤時間の調整を行った。
●加除式の法令集等の見直し 各課で購入している加除式法令集について、実態調査を実施し、必要性の薄れた11冊を廃止した。庁舎内図書室での一括管理を促し共有化を図った。
●補助金の実績概要の公表 補助金に対する透明性の向上を図るため、「広報とうかい」(平成19年11月10日号)で、補助金の概要と性質ごとに区分した実績について公表した。
●附属機関等の委員報酬の見直し これまで一律7,000円(医師等を除く)で支払われていた附属機関等の委員報酬について、附属機関と附属機関に準ずる機関とに区別し、準ずる機関の委員報酬の引き下げを行った。
●パブリックコメント制度の確立 政策形成過程の情報を広く村民等に提供し、村民等からの意見・情報の充実に図り、開かれた村政運営に寄与することを目的とした「東海村意見公募手続実施要綱」(平成20年4月1日施行)を策定し、村が策定する計画等についての意見公募手続を統一したルールの下で実施できるようした。
●窓口の時間延長の実施 平成20年1月から、毎月第1・第3木曜日の午後7時まで窓口時間を延長し、通年実施を開始した。実施窓口は住民課、保健年金課、社会福祉課、水道課。
●人事交流の推進 国や茨城県、村外郭団体との人事交流を行い、幅広い視野と新たな発想を持つ職員を育てるとともに、組織の活性化に努めた。
●緑地、歴史・文化財、児童公園の維持・管理を住民等との連携・協力・協働により推進 緑地の推進に関し、村と村民・事業者との協働の下に、豊かな環境の保全・形成を図り、もって自然と共生できる生活の確保を目的とし、村・村民・事業者の責務や緑地の保全等について定めた「東海村緑の保全及び緑地の推進に関する条例」を平成19年12月17日から施行した。